## 工事入札にかかる共同企業体の結成について (公告)

下記の工事について、魚沼市建設工事共同企業体運用要綱(平成16年11月魚沼市訓令第48号。 以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、特定共同企業体の結成について公募します。

令和6年5月10日

魚沼市長 内田 幹夫

## 1 入札に付する事項等

- (1) 番 号 6介福第27号
- (2) 件 名 特別養護老人ホーム鮎の里改修工事(電気設備)
- (3) 履行場所 魚沼市 堀之内 地内
- (4) 履行期限 当該入札により締結する契約に係る魚沼市議会の議決のあった日から令和7年 6月30日まで
- (5) 概 要 旧堀之内病院療養病棟

敷地面積 A=7,307.10㎡ 構造:鉄筋コンクリート造

階数: 3階建 改修対象面積 A=2,658.93m2

1. 電灯設備工事 2. 動力設備工事 3. 受変電設備工事

 4. 発電設備工事
 5. 構內情報通信網設備工事
 6. 構內交換設備工事

 7. 情報表示設備工事
 8. 放送設備工事
 9. 誘導支援設備工事

10. ナースコール設備工事 11. テレビ共同受信設備工事 12. I T V 設備工事 13. 電気錠設備工事 14. 火災報知設備工事 各一式

※設計図書に記載されている工事名称は仮称であるため、(2)件名に読み替えることとします。

- (6) その他 ①本件は、特定共同企業体の公募のみです。
  - ②特定共同企業体の参加資格者が決定した後、改めて入札公告を公布します。
  - ③入札公告の参加要件は、単体又は企業体となります。
  - ④本工事は2か年度の継続事業であり、各年度の予算に従い支払限度額が設定 されています。
  - ⑤本件は、魚沼市議会の議決を必要とするものであり、議決後に本契約が成立するものです。

## 2 共同企業体の結成手続

- (1) 申請 次の書類を1部提出(持参)してください。
  - ① 特定共同企業体入札参加資格審查申請書
  - ② 構成員一覧表
  - ③ 特定共同企業体協定書

(任意様式とし、協定期間は工事目的物の引渡までの間とする。)

④ 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し (令和6・7年度建設工事入札参加資格審査申請時に添付したもの)

※番号順にして袋とじし提出すること

※入札参加資格審査に伴い、提出資料を複写し、内部利用する場合があります。

(2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島 9 1 0 番地

魚沼市役所 総務政策部財務課契約係(本庁舎、TEL025-792-9205)

- (3) 提出方法 <u>持参(郵送不可・FAX不可・Eメール不可)</u>
- (4) 資格審査申請期限 令和6年5月20日(月)
- (5)
   受付期間
   公告の日から入札参加申請期限(土・日曜日、祝日を除く。)の午前8時 30分から午後5時まで
- (6) 入札参加資格の決定

特定共同企業体入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合は、後日改めて公告される本件の入札に参加申請することができます。<u>資格の有無については、</u> <u>今和6年5月22日(水)までに、代表構成員に書面で通知します。</u>資格を有し、入札に参加を希望する場合は、後日公告される入札公告により、参加申請をしてください。

## 3 共同企業体の結成要件

(1)	結成方式	自主結成方式
- ' '	構成員数	3 社以内
(3)	構成員の最小 出資比率	2社の場合30%、3社の場合20%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
共通事項 工種		電気工事
	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
	格付又は 評点	・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程(平成16年魚沼市告示第62号。 以下「審査規程」という。)第6条に規定する経営事項審査により算定された 重気工事における総合評定値に基づく <u>評定値の区分に応じた等級が、A</u> 等級であるもの
代表構成		建築業法第3条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの。ただし、下請契約の総額(消費税及び地方消費税の額を含む。)が4,500万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの
員の		また、原則として総合評定値が構成員の中で最大であること。
の 資 格		・建設業法第26条による。 なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける 監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める工事であ る。
	配置技術者	・本工事の配置技術者は、建設業法第26条第3項の規定により現場に専任となることがある。(1件の請負金額が4,000万円以上。建築一式工事の場合は8,000万円以上。)なお、営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められ、配置される主任(監理)技術者にはなれない。 ・営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねることはできない。
	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
代 構 成 成 構 4	評点	・審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された <u>電気工事</u> における総合評定値に基づく <u>評定値の区分に応じた等級がA等級又はB等級であるもの</u>
員の資格の		・建設業法第26条による。なお、本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。 ・本工事の配置技術者は、建設業法第26条第3項の規定により現場に専任となることがある。(1件の請負金額が4,000万円以上。建築一式工事の場合は8,000万円以上。)なお、営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められ、配置される主任(監理)技術者にはなれない。 ・営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねることはできない。
(4)	その他	(1)構成員は、単体企業として資格審査を受け格付けされており、魚沼市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2)構成員は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間に、魚沼市建設工事請負業者指名停止措置要綱(平成16年魚沼市訓令第47号(以下「要綱」という。))に基づく指名停止の措置を受けていないこと。 (3)構成員は、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることができな
		(3) 構成員は、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることができない。 (4) 上記以外については、要綱第8条の規定によるものとする。

注) 入札参加資格は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとします。